

昭和三十九年五月十四日(木曜日)

午後一時四十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 光村 其助君
理事 鈴木 恭一君
寺尾 豊君
野上 元君

委員

植竹 春彦君
郡 祐一君
白井 勇君
野田 俊作君
最上 英子君
久保 等君
横川 正市君
白木義一郎君
須藤 五郎君

国務大臣

郵政大臣 古池 信三君

政府委員

運輸省船員局長 龜山 信郎君
郵政大臣官房長 武田 功君
郵政省 宮川 岸雄君
電波監理局長

事務局側

常任委員長 倉沢 岩雄君

専門委員

運輸省船舶局 佐藤美津雄君
検査制度課長
海上保安庁 猪口 猛夫君
警備救難部長
郵政省電波監理 藤木 栄君
局無線通信部長

日本電信電話 千代 健君
公社電信局長
日本電信電話 水谷 七代君
公社運用局長

本日の会議に付した案件
○電波法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(光村其助君) ただいまから
通信委員會を開会いたします。

電波法の一部を改正する法律案を議
題といたします。本案の審査を進めま
す。

質疑のある方は、順次、御発言願
います。

○横川正市君 安全条約の効力の発効
に伴って電波法の改正が必要になっ
た、そういう筋合いですが、さきの電
波法の改正のときの審議を調べてみま
すと、大体六〇年から発効する安全条
約、これに基づいて省側の答弁という
のは非常に明確に関連をさせて答弁さ
れているわけでありまして、私も、私
は、人命安全条約の問題を中心とした
改正法案というのは、これは船舶局の
無線設備の設置場所その他を強化する
ということよりか、国際遭難の周波数
の確保義務の問題が重点になって改正
されたものというふうに考えるわけで
あります。

今回、この改正案を見ると、まず第
一に非常に疑問に思うことは、前回の
電波法の改正当時の当局からの説明に
当時社会党側から質疑を行ないました
問題等について答弁をした、そういう

態度から見ると、この改正法案とい
うのは、本来必要がなかったのではない
かと思われる点があるわけなのであり
ますけれども、郵政当局として、船舶
局管理の基本方針といいますが、これ
についてどういふふうにお考えになっ
ておられるのか、法案提出された趣旨
の説明は終わっておりますけれども、ま
ずその点についてお尋ねをいたしたい
と思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君) 船舶安全法
によりまして、船舶の種類によって義
務船舶局というものが定められまし
て、無線電信設備をしなければならな
いということが定められました場合に
おきまして電波関係の所管をしており
ます郵政省といたしましては、この目
的を達成するように必要な電波を用意
いたしまして、また、それに伴います
無線設備、また無線通信士の資格ある
いは運用時間、聴守の時間というよう
なものを定める、こういうことによっ
て船舶局の無線関係の運用を十分に
いたしまして、海上における公衆通信
の安全というものを確保するように努
力いたしております次第でございます。

○横川正市君 それは電波法の、さき
に改正案として出されたものは、社
会党側としては、この六〇年から発効
される安全条約に基づいて、当時の機
器の性能等から勘案してみた場合に、
改正案というのは、これは条約と照ら
してみると、条約に逆行するような結
果が出てくるのではないかと、そ

ういうたてまえから、社会党側では反
対をしておたわけですね。それに対
してあなたのほうは、われわれの心配
する点についてはこれは全然ありませ
んと、こういうありませんといい中に
は、一九六〇年から発効する安全条約
というものを含めて答弁をされてお
つたと思うのであります。

その新改正法案が昨年の八月から実
施をされておたわけでありまして、
当時すでに六〇年安全条約には署名を
しておたという、そういう実情から
推して見ても、これは社会党の立場は
改正をすることに反対であった立場で
あり、あなたのほうでは改正しても安
全を確保することができるといって
立場であつたわけですから、そういう
立場から勘案してみますと、今度の場
合のように六〇年の安全条約が発効を
見たので、安全のために改正しなけれ
ばならないという言い方は、私どもと
しては、ちょっと受け取りがたいわけ
なんです。

ことに、先般あなたのほうから出さ
れた文書を見ますと、ちよつとこれ、
当時の説明では、たとえばオートアラ
ームについては、すでに外国との商品
価値においても遜色がない、また、ま
さった点がある。そういう状態にある
と言いつながら、三十八年の十二月四日
にあつたのは、それから出した「無線設備
規則」及び「無線機器型式検定規則」
の一部改正というふうなものが出され
て、その後、法案が通つてしまつてか
ら出されているということは、どうし

ても私どもとしては、さきの国会の審
議のときの私どもへの答弁に間違いが
あるのではないかと、そういうふう
に思うわけなのでありますけれども、そ
の点、監理局としてはどうお考えに
なつておられるのですか。

まず第一は、郵政省の立場というの
は、電波法改正について大体態度が二
転、三転をしたことを私どもは承知を
いたしております。さきの濱田局長の
ときには、電波法改正について強い反
対の意向を持っておりました。その反
対の意向というのは、人にかわる計器
のその能力といひますが、それが安全
を保障しない、これが非常に大きな問
題だつたと思つております。その
後、計器の持つております性能が人に
かわつて十分であるという答弁がなさ
れて、さきの国会で電波法が通過した
したわけでありまして、ところが、その
通過後に、計器についての検定その他
の規格といひますが、について、あな
たのほうで改正のための文書通達を出
すというようなことは、さきの国会で
電波法を審議した立場からすると、い
ささか当委員会には変なかつこうにな
るのではないかと、その間の経
緯と、電波監理局としては、船舶局の
管理の基本方針といひものを一体どう
いうふうにお考えおられるのか、その点
が明確でない。すなわち、計器にたよ
ることは非常に危険だけれども、周囲
の情勢から電波法の改正をしたと、そ
れに加えて、一九六〇年の人命安全条
約が発効をし、その中にさらに厳格に

の規定の性能にひとしいオート・アラームをもちまして船に載せまして、実際にその動作も測定いたしまして、また、実際の誤動作の原因となりまして、いよいよ空電雑音の状況も十分調査いたしまして、先般の規則をきめたわけでございます。

○横川正市君　そうすると、私はちょっと事情を承知しておらないわけなんです、まだ完成された製品というののはつくられておらないのじゃないかというふうに思うのですが、そうしてまだ、最終的な段階か中間段階か、試験段階を終えておらないように思うのであります、三十八年の十二月四日に郵政省から出した「無線設備規則」、「無線機器型式検定規則」、この内容についてこれは概略でいいですから、どうだかどういふふうに改正する必要がある、こういうことでこれをきめたのか、簡単にひとつ説明していただきたいと思ひます。

○説明員(藤木栄君)　お答え申し上げます。オート・アラームの性能の問題、せんだつて改正いたしました主要点は、結局、先ほども局長からも説明ありましたように、設備するためのいろいろな条件、たとえばアンテナの実効長と申します、そういったものを従来よりも高くして、よい受信ができやすいようにすると、あるいは、受信におきます受信機の選択特性と申します、これを狭くいたしまして、あまり妨害が入らないようにするとか、あるいは、このオート・アラームが十分に動作しているかどうかといったものをチェックするための設備をつけ加えるとか、そういったような点を改正いた

したわけでございます。

○横川正市君　そうすると、このおまな改正点として出されたベルの起動条件といふんです、信号受信について、第二の中の第一に規定をされたように機器の改正が行なわれ、第二の空電雑音等によつてベルの誤動作が起らないように改正され、それに次いで三、四、五、六と、いわゆるこの型式検定という合格条件を厳格にした、その厳格な条件が備わつた機器がつくられていくと、こういうふうな判断してよろしゅうございませうか。

○説明員(藤木栄君)　お答え申し上げます。現在、この新しい設備規則並びに検定規則に合致するために四社のメーカーがたゞ製品をつくりまして、電波研究所におきまして型式検定の申請をいたしまして、電波研究所では、それらの機械を現在慎重に試験をしていくという状態でございます、おそれ、今月末あるいは来月には型式検定の合格がきまることと思つております。

○横川正市君　さきにあなたのほうで検査検定を行なつた、そういう事實はあります、いわゆるこの四社といふんです、五社といふんです、そういうところから、ある程度の機器が完成されて、それを検査した結果、なおかつ不備な点について指摘をし、改正をし、最終的な検定が来月から再来月に行なへると、こういう経過で検定を行なつたものでしょうか。それとも、まあ今回が初めてで、今度おそれ、これは完全なものになるだろうと、こういうことですか、どちらですか。

○説明員(藤木栄君)　お答え申し上げます。現在、検定試験をいたしておりますのは、ことしの二月でございます、この型式検定が施行になりましてから新しくメーカーがつくりまして、検定の申請をしてきた機械でございます、まあ、これがどうなりますか、その試験結果を見なければわかりませんけれども、おそらく従来の例からしまして、十分に試験検定に合格するのじやないかと思つております。もちろん、それ以前に旧検定規則で申請いたしました使用されている機械はござい

と、こういうふうになつてくると、一体、さきのこの通信委員会が審議をしたときに、同僚の委員がいろいろ質問をしたその質問に西崎君が答えていた、答弁といふのは、どうもおかしいといふことになるわけですね、実際に、そういう点で、結論から言いますと、あなたのほうでは、国産のオート・アラームの性能というものは、明確に人にかわる働きをするといふ機器である、人命尊重の立場から見てもこれは完全である、こういうふうな段階で、いわゆる来月検定するかどうかはわかりませんが、それはそういう保証のつけ得るものだ、こういうふう

に言えるかどうか、ひとつ、はっきりしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(宮川岸雄君)　昨年の電波改正の審議にあたりましてのオート・アラームの性能といふことにつきましては、そのオート・アラームの性能は十分信頼し得るものであるということでお答えしていると思つたのであります。その趣旨をいたしますところは、それによりまして、人にかわりまして、そういうことによつて、全体が人と機械との調和によりまして、それが国際的な水準にそれで合致する、国際水準並みになるということ、この改正に踏み切つたと思つたのでございまして、オート・アラームによりまして、全くこれによつて、一〇〇%の信頼がある、機械でございまして、何万回に一回とかいふような、やはりそういう誤動作のあらは出でまいると思ひますけれども、そういう程度においてリスクを持ったものとして安全であるという形で、これに踏み切つてい

わけでございます。しかし、先ほども申しましたように、取りつけ条件とか、試験設備とか、そういったものについて、なおより十全を期する必要があるといふようなことから、設備規則を改正しておりますし、また、それから、その後の技術的な進歩等も加えまして、新しいものを会社のほうから出してきておりますので、それに対して現在検定をしていく、こういうことでございます。

○横川正市君　いまの御答弁で、三人が二人、二人が一人といふふうになつた場合に、人を配置しておくほどに機器は信頼できないけれども、第二段階では、大体外国の通信社がつくれるようなものは日本の通信社もつくれる、だから、ある程度の代替としては、その程度の人命尊重、安全の役には立つだろうといふふうな聞こえるのです、が、実際にはどうなんですか。人にかつて計器がほんとうに動く、こういうふうな考へていふのですか。そうでなくて、大体一つの国際水準といふんです、大抵一つの水準程度には計器を信頼してもいい、こういうことなんですか。どちらですか。

○政府委員(宮川岸雄君)　先ほども申しましたように、国際的に十分認められている程度に、人にとつてかわり得る、こういうことでございまして。

○横川正市君　審議の過程で文書を見ていて非常に私も奇異に思つたのは、安全条約に基づいて国内法を制定する郵政省の姿勢の中には、何人一人ぐらひは危険があつても、いわゆる一〇〇%でなくて、ある程度といふことであればいいといふようなことでは、実は、これは審議している私のほうと

しては、非常に迷惑な提案になるわけ
です。だから、完全なものと、こ
ういうふうな答えざるを得なくて答え
たかどうかわかりませんが、私も過去
のことですから、いろいろひもといて
みますと、そうではないに、非常にそ
の点不備な点やあいまいな点があつた
もので、いろいろ調べてみますと、
と、あなたのほうでは、さらに機器の
基準とか、あるいは検定規則とかいう
ものを改正されてつくられていた。さ
らに、その改正されたものが、実際上
は五月過ぎでなければ何か決定的な検
査の結果が出てこない、こういうふう
になってくると、ますます非常に私
が不満に思うのは、さきの国会で法案
を通すときの行政責任者の答弁と、そ
の後のいろいろな行なわれている点につ
いて、食い違いがあるのではないかと。
これはどうも捨てておけないというこ
とで、第一問として、あなたのほうの
管理の基本方針というのは一体何なの
か、こういうことでお聞きしたので
す。

大体わかりましたが、いまのままで
は、私は、これはたいへん問題がある
と思うので、そこで、運輸省の係官が
参っていると思うのでお聞きをいたし
ますが、二月の二十一日に、海員組合
と船主団体との間に、通信士の新協定
というのが結ばれているわけですが、
それを御承知でしょうか。

○政府委員(龜山信郎君) 昭和三十
九年二月二十一日付で、全日本海員組
合と船主団体との間に、無線通信士の
定員について協定書が結ばれているこ
とは承知いたしております。
○横川正市君 その中で問題なのは、
あなたのほうでは、このいわゆる海員

組合と、それから船主協会が結んだ協
定に対して、どういうふうな意見をお
持ちになつてゐるのですか。もちろ
ん、これは当事者能力で結ぶものでは
ない、直接あなたのほうで介入するこ
とではないのですが、ふしぎなできごと
だと思つてゐる。団体交渉をやつてい
る二月二十日のときに、突然船主側が
あなたのほうに招致をされて、そうし
て帰つてきてからしばらくの間、この
問題がごたごたしたというふうな報道
されてゐるわけですが、この問題で協
定されたか、ほかの問題で協議をされ
たかはわかりませんが、船主側の意見
を聞きまして、あなたのほうから意見
が差し込まれたのだと、こういうこと
を意見として差し込まれたのですか。

○政府委員(龜山信郎君) 船主団体と
組合との間の交渉過程におきまして、
交渉の妥結に至る以前におきまして、
私どもは船主側から、交渉の経過につ
いて事情を聞きまして、そのとき
には、もちろん、運輸省といたし
ましては、労使間の労働条件にかかわ
る正規の団体交渉でございます。これ
に介入する意図は、仰せのとおり全然
持っておりません。いかなる状況に
なつてゐるかというのを私どもは聴
取したわけでございまして、なお、そ
の際に、船主団体内部において必ずしも

船主団体が幾つかございまして、
その間に、交渉の過程でございま
すが、若干意見の食い違いもあつたよ
うな点も見受けられましたので、なお
よく船主団体と——相手側は全日本海
員組合一本でございますが、その間に
報告を個別に聞いたところでは食い違

いがあるもので、はっきり船主団体の間
の意見を統一する。それから、内容に
つきまして詳細な船主側の説明を聞き
ました。私どもは、その結果が、やは
り自主的に決定せらるべきものであり
ますので、これに対して、あれがいい
だろう、これがいいだろうというふう
な差し出がましいことは申し上げない
かつたわけでございまして、速
記録にはそういうふうに残りますわ
ね。しかし、いまの船の経営状態その
他から見ても、あなたのほうからのい
ろんなお世話をいただいている立場の
船主側は、相当これは氣をつかつた
と思いませんか、どうですか。

○政府委員(龜山信郎君) これは仰せ
のとおり、私どもというわけではござ
いませんで、いろいろな助成措置が講
じられてゐる。それで、海運の再建整
備に関する法律の施行に入つておる時
期でございまして、日本海運再建の
ためにという見地から、やはり船主団
体としては、運輸省というところにな
り責任があるわけではございませ
んで、広く言つて国全体に対して責任が
あるという立場で、相当氣をつかつて
おつたことは事実でございまして、

○横川正市君 そこであなたのほうに
お聞きをしたいんですが、この電波法
の改正がさきに論議をされたときに
も、おそらくこういうふうな論議はあ
つたんじゃないかと思つてゐますが、こ
の海運企業の再建方策の一環として電
波法の改正をするという点に重点を置
くのか、それとも日本の船舶の安全航
行の意味で伝統的な方法としてとられ
てきている改善の策——最善でなくて
改善の策というものを継承すべきか、

この二つの論議というものがあつたん
じゃないかというふうに思つてゐます。
いま運輸省の大体指導方針としては、
海運企業の再建方策と勘案して、
この通信士の持つておられます特殊な
地位とか事情とかというものをからく
る航行の安全、ひいては一九六〇年に締
結された人命安全条約、そういう条
約のたてまえから勘案して、一体
さきの電波法の改正はどういうことと
いふお考えになつておるか。適当だつ
たか、適当でなかつたか、その点はど
うですか。どういふふうにお考えで
すか。

○政府委員(龜山信郎君) 船舶の安
全、乗り組み員について言えば職場の
安全というところでございますが、こ
のことは、海運再建の最も以前と申しま
すか、以上にと申しますか、ちよつと
問題の場所が違つたように私は思つてお
ります。安全の面からは、私ども
は、前回の電波法並びに船舶職員法の
改正は、法律をもつて要求する安全の
限度としては妥当なものであるというふ
うに考えておる次第でございまして、

○横川正市君 それでは、この二月の
二十一日に海員組合と船主団体との間
で団体交渉をきめられた内容を承知で
すね。その内容と、あなたの話では、
大体改正された電波法どおり通信士
の配置その他については行なうべきで
あるという考え方と、実はいま見ます
と差があるわけなんですが、この差
は、暫定期間ないしは労働問題という
ようなことでやむを得ざるものと、こ
ういふふうな安易な妥協をするること
になるのですか。それともさきにきめら
れた電波法どおりこれを修正するとい
うふうな考え方になつておるわけだ

か、どちらでしょうか。

○政府委員(龜山信郎君) 労働間で定
員について話し合ひをいたしましたの
は、労働条件の問題としてございま
して、船舶安全法あるいは船舶職員法
が要求いたします安全の問題として論
議されたように私は私どもは聞いてお
りません。雇用の安定という面から、急
激な乗り組み定員の減員は好ましくな
いというふうなことで両者間で話し合
ひをしたものというふうなことを考
へてゐます。したがって、雇用の点につ
きまして急激に——この協定は来年三
月三十一日までの協定でござい
まして、したがって、当然この協定の改定
交渉が行なわれるであらうと思ひま
す。私どもとしては、海運の企業の立
場として安全性を保持しつつできる限
り合理化を進めていくというところは、
一方において海運企業に期待をいたし
ますと同時に、組合側が雇用の安定の
ために要求をするという立場も、これ
もまた当然なことだというふうな考
えております。そういう両者がそれぞれ
の立場に立つて妥結点を見出していく
というのが最も正常な労使間の交渉で
ある。その結果については、われわれ
も尊重をしていくという立場をとつて
おる次第でございまして、

○横川正市君 私はあなたのほうの立
場というものをあまりよく承知をいた
しておらないわけですから、どうい
う国会答弁をされたか承知いたしません
けれども、労働問題で話をしたなにと
いふのはおそらく全体のうちの部分だ
と思ひます。それは、この電波法改
正以前に、日本の大体船舶の無線通信
の発展の歴史というのをずっと見てみ
ますというところ、それがやっぱり、五四

年の人命安全条約に基づいて、日本独特の一つの形でもって発展をしてきておるわけなんです。それと同時に、オート・アラームも発展をしてきたけれども、大体機器の性能について、専門的な見地に立っている人の意見では、これは人にかわるべき性能としては信頼したいという結論が出されておって、それで、その法案の審議について、いわゆる安全条約に基づいて、一人人を減らすことがいいか悪いかということの結論が中心になっておったのじゃないかと私は思うのです。あなたのほうでは、減らされ

一環としてものごとを進み過ぎると私はそのことによつて致命的な問題が起こつてこないのか、また、その致命的な問題と関連して、通信士の人員が三名が二人、二人が一人というふうにな減られるということとてんびんにかかれて、一体再建整備計画にどれほどの影響力が人件費として影響するのか、こういったことが総合的に実は検討されておらないと間違ひを起こす結果になるんじゃないかというふうに思うんでありますけれども、この点はあなたたのほうではどういふふうにお考えでしょうか。

けでございますから、一挙に最小限度まで減らし得るやいなやということ、やはり雇用上の問題として、労使間で議論をし、協定をしていくということは当然のことであるのでありまして、私どもはこれについて圧迫を加えたり干渉をしたりということは考えていない次第でございます。

○横川川市君　まあひとつそういう考え方方で進められるように希望いたしますが、あわせて、通信士の離職問題を当面どういうふうにあなたのほうでお考えになって、もしそれに対する対策をされているようでしたら、対策につ

うか。

○政府委員（龜山信郎君） おやめになつた事情がどうかということとは、私も承知いたしておりませんが、現場では、個々の船にとりまして予備員等がある会社にとっては、時期的にある時期に限って非常に逼迫をする、そうして足りない、足りないために次の航海に出航がおくれないというようなことで、相互間に融通が行なわれているということは、私どもは承知しております。で、今回の再建整備法によりまして、たくさんの船会社が六つのグ

思います。

○政府委員(龜山信郎君) 時間的な経過によりまして、実は現在計算上は甲種のほうが余剰が大きくて、乙種、つまり電波法でいいですよと二級のほうが甲に比べれば不足ぎみであるという事態であります。仰せのとおり、もし改正法暫定経過期間を終了いたしました後には、ほとんどの船が、外航船の大型船は、甲だけ——もし一人になりました場合には、甲種通信士による過大信長だけということになります。増大

は、配転の問題とか、再就職の問題とか、それがあるから労使問題だ、こういうことで論議をしたのではないかと言うんでありますけれども、さきの法案の審議のときには、やはり人命安全条約に基づいての安全をどう保つかということで私は審議が行なわれておったのであります。あなたの方は電波法どおりにしたいという気持ちを持ち、それから船主と組合側との交渉の中では、あなたのほうの意見とは違った協約が結ばれたとい

○政府委員（亀山信郎君） 先ほど私の答弁、ことばがちよっと足りなかったかと思いますが、前回の国会の審議におきましては、仰せのとおり安全問題が中心をなしておったというふうに記録を見て承知をいたしております。安全問題よりも雇用上の問題が多く論議されたと申しますのは、最近、二月の二十一日に協定いたしました定員に関する協定における労使間の論議がそういう点であったというふうに申し上げます。たつもりだったのでございます。

○政府委員(龜山信郎君) 通信士は現在まで、自然の離職と申しますが、みづから進んで陸上に新たな職場をお求めになる方が、ほかの職種よりも若干いままでのところは多かったように見受けられる次第でありまして、現在大量の強制的な離職という事態は全然起こっておりませんし、またその離職の問題につきましても、労使間で雇用調整協議会というものを持って、相談をしつやつやっていくというたてまえに

グループにまた組織化されまして、そのグループの間では相当の融通——あるところには相当の予備員が余っている、あるところには予備員が不足するというふうな、時間的なズレとか会社の規模の大小による食い違いというふうなもの、を極力調整をしていくたてまで進んでおりますので、ときどき摩擦が起こりますけれども、だんだんスムーズな改善が行なわれていくであろうというふうに期待をしている次第であります。

して、いく船腹についての需要は、甲が多くて乙が少ないという仰せのとおり
 の事情でございます。したがいまし
 て、乙から甲へ進級いたします際に
 ——これはむしろ私どものほうより郵
 政省のほうの御所管でございますが、
 昨年船員局と電波監理局のほうとで
 お話し合いをいたしまして、なるべく経
 歴を重んじて、その試験については十
 分考える、学科試験等については有効
 適切な方法を考えるというふうなお話
 し合いになっておりまして、まだ具体

う中には、二つあると思うんですが、一つはまあ労使問題で、いわゆる労働問題、それからもう一つは、暫定期間だからということであるけれども、やはり安全条約に基づいて人の配置というものが急激に減らすことができないような状況にある。先ほどお聞きのように、郵政省では、来月か、機器について最終的検定を行なうということですから、そういうような意味で問題というのはいくつあったんじゃないかと思うんですね。だから、その機器に絶対的信頼を持って、企業整備の再建方策の

て今後私どもは、安全上の問題といたしましては、法律で定められておる事柄、これはやはり現行法が安全に致命的な影響があるというふうなことは決してないと思っております。ただいままで国会で審議をして御決定になりました電波法並びに船舶職員法の改正は、やはり安全上の問題が一応致命的な問題はないという趣旨で改正がなされたというふうに了解しております。ただ、今後雇用上の問題として一挙に――先ほど申し上げましたように法律で最小限度の定員を定めておるわ

なつておりました。私とともは、正直に言つて、通信士が離職をして大量の失業者を出すというふうなことは、現在のところ心配はいだしていい次第でございます。

○横川正市君　こういう事情があるというふうに訴へられているのですが、たとえば電波法が通過をし雇用量が減少することを事前に察知して、早目に転身をする、その結果、実は離職者という形ではなしに、現場では定員が必要に応じ切れないという、それほどではないにしても、非常に少なくなつて

○横川正市君　その場合、国立の電通学校の卒業のときの資格といいますが、それは二級を付与する、こういうふうになっているわけですね。ところが、相次いで事実上この需要のほうはどうなるかという、一般でなければ需要でなければ需要のほうでは使えないものにならない。こういうものは、これは時間的経過をずっと過ぎていきますと、その面から問題が起こってくるのではないかというふうに思われるわけですが、その点はどういうふうに考えられていますか。もし何かもうすでに

的にはその実行には至ってないと思つてゐるわけでございます。

○横川正市君 私は電波法の提案の説明を何回か見たわけですが、海運企業の再建方策の一つとして、そのスペースあるいは定員等の削減ができれば非常にプラスになるといふ、こういう話は、事実上そういうことが出た場合には、それに対処する対策というものが立てられてくるべきであり、そのこと

から海運企業にかえってマイナスの面が出てくれば、実はこの電波法というものはやってみなければ効果はマイナスであつたという、そういう結果になるのじゃないか。そういう観点からこの通信士のこれらの需要の度合いというものをみてみますと、たとえば一級通信士は正式通信士として当然業務につけるけれども、二級の職場は非常に狭隘になり、三級になるとこれはもうほとんど職につく場所というものが非常に零細漁業その他に回つて、事実上生業というようになつてくるので職場というものを持つことができなくなるというふうな、そういう欠陥が出ておるわけですから、そういうしたものも含めながら、実はこの対策を立てていかないと、せっかく、私どもは反対したのでありますけれども、法案が通つてみて、さあ運用してみたら、あつちでもこつちでも法案からくる影響で不備なものが出てくる、こういうふうになるわけで、この点についてはぜひあなただのほうでも真剣に取り組んでいただいて、ことに通信士のいわば離職者対策なんというものは、いまのようなかっこうで決してノーマルな形で転職しておるわけではなくて、相当無理をして転職をせざるを得ないという事情で転職をする、そのことがかえつて通信士の不足を来たしておるというふうな変なかっこうにいまなつておるのであるから、これらについてはぜひひとつ対策を立てていただくように要請をいたしたいと思ひます。

そこで、海上保安庁にちよつとお聞きをいたしますが、保安庁の海難犯罪白書を見ますと、これには海上保安庁の海難救助率は全体の四〇％。あとの

六〇％は海難にあへばもう助からない、こういう結果になつておるのだという白書を見て、非常に私どもも戦慄を感ずる思いがするわけですが、一体海難白書のこれを出すときの対策といひますか、これは海上保安庁の現有勢力の老朽化を近代化するというようなことだけがこの対策なのか、それとも新たにいろいろな方策を考えておられるのか。その中でも最近の沿岸なんかで起つておる事故については、短波によるところの電波設備で公衆通信はできるけれども、海難その他の通信については不向きであるというふうな装備しか持たないで航行しておる船舶等も非常に多いという点も見受けられますけれども、海難白書の全体から見ると、保安庁としてはどういふ対策をお考えか、また不備についてはどういふ指摘をされておられるのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

○説明員(猪口猛夫君) 御質問のありました船舶救助状況でございますが、先ほど六〇％以上何か減失するやうなお話でございますが、海難救助の大体二四％が全損または行くえ不明でございます。七六％は、自力入港いたしましたり、海上保安庁以外の僚船の救助等によりまして救われたり、あるいは海上保安庁自体によつて救われたりしておるわけでございます。

それから、御指摘のありましたこの海上保安白書は、あなたがち海上保安庁の既存船舶が非常に老朽であるために、それを代替せんがための一つのPR用のための保安白書ではないかというふうな御指摘だったように承りましたのでございますが、そういう意図は毛頭ございませんで、ただ海難の実

相をこの際一年に一回一般に披露いたしまして、むしろその海難の実相によりまして、それぞれの部署によつて海難の予防措置なり、海難の防止措置、また私たちは海難の救助施設等につきましてあらためて考えてみたい、あるいは考えていただきたいというふうなつもりで、この海上保安白書はつくられておる次第でございます。

また、御指摘のございました海難救助等に不向きな電波の問題があるのではないかとのお話でございますが、その詳細につきましては、あるいは技術的な点につきましては、私たちがつまびらかにございませんで、御承知のように、私たちは、在港船舶等につきましては、海難救助の見地から、また海上の航行安全の見地から、臨検いたしました。それぞれ船舶航行上の安全の見地から、法令違反等がありはしないかというところでございませんで、三十八年もそれらをやりまして、保安白書にも書かれておりますが、三十八年は合計一万七千九百十一件の違反事項をあげておる次第でございます。その各項目について見ますと、電波法上の違反というものは、私たちのほうでは、幸いにも、検挙といひますか、検査の対象にあがつておりません。

ただ、この際つけ加えて私たちの感じを申し上げますと、電波法上の問題でとなく、私たちが、海難救助の面、あるいは海難等につきまして、いろいろ研究してみますと、電波法上の欠陥等によりまして問題があるというふうなことは、特記すべきものはほとんどないやうでございます。ただし、無線設備の問題につきましては、私たち若

干問題を持つておりまして、この保安白書の一部にもそういうことを指摘している次第でございます。

○横川正市君 これは、電波監理局長、海難の目立っている三十九トン型カッオ・マダロ漁船なんというのは、これは無線電信の装備については、どの程度のものを持って出かけていくんですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 漁船に對しましては、その行動半径が非常に広いのでございまして、特に従来中短波を使用いたしまして、できるだけ漁船に無線がつきますやうに、いろいろの普及対策をわれわれといたしましては考えると同時に、電波の割り当てということを行なつたわけでございます。ただいまの御質問の漁船につきましては、五十トン以上の漁船は大体一〇〇％無線の設備を持っております。いま御指摘の三十九トン型というのは、二十トンから五十トンのランクに入ると思ひますが、これにつきましては八八％の普及を示しておるやうなわけでございます。

○横川正市君 この保安庁の出した白書から見ると、無線設備の点については問題があるという、その問題点として指摘された項目をちよつとここで報告していただかせんか。

○説明員(猪口猛夫君) 私たちが具体的にこういう問題があるということを技術的に指摘はできませんが、要するに、先ほど申されましたやうに、三十九トン型等の問題につきましては、白書にも書いてありますとおり三十九トンの海難が非常に多いわけでございます。結局、何ら通信もなく行くやうな不明、全損になるということがたびた

びてございまして、私たちは、先ほども申し上げましたやうに、そういう設備を強制されております船舶のトン数をもう少し下げて、船舶の無線設備を整備をもつとよくやつていただければ少なくとも海難の際に無線通信をやることによつてその救助率が高まるのではないかと。また、私たちが、海難の救助にあたりまして、その船舶の所在などをはつきり確かめまして、有効なる海難救助活動ができると信じておる次第でございます。

○横川正市君 電波法の改正法案では、漁船は除くという項目がありましたが、この漁船は除くというのは、全部を除くわけじゃないでしょうか、事実上電波法の強制範囲といひますか、強制範囲から見て、三十九トン型マダロ船というのはどういふ取り扱いをされておるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 漁船を除くということとは、この法律のどの点をおっしゃつておられますのかちよつとわからないのでございしますが、貨物船と漁船とは、漁船の操業区域のほうで、貨物船の就航区域に比べまして、非常に上回つておりますので、航行の安全をはかる意味から申しますと、漁船のほうに對しましてむしろ連絡設備であるとか補助設備等の除外例を設けないほうがいいと、むしろ漁船の問題に對しては必要性を考えているやうな態度で法律をつくつておるわけでございます。

○横川正市君 そうすると、五百トン以下で内航船舶については、今度のこの改正条文の安全法四条第一項第三号及び第四号を加えることによつて、これは別に省令で定めることになつて、

強制義務規定をはずしておるようですね。それから三十三条の二で、安全法

第四項三三三の船舶に施設する無線設備については郵政省令で定めるといふに、改正案をずっと見ていって、それから最後の適用事項のところへいって、商船、それから貨物船等々に大体制限強制規定というものが入って、おつて、漁船にはこれを除かれるといふふうになっておつたように記憶しているわけですが、ちよつとこの条文が見つかありませんが、この漁船といふのを特別扱いをしているのは、これはどういふ理由なのか、その点をお聞きしたいわけですね。

○政府委員(宮川岸雄君) ただいまの御質問は、本改正に伴います三十三条の第三項の連絡設備の条件と三十五条の補助設備のただし書きの問題だとおもうに、船船安全法の第四項第一項第四号の船舶、これにつきまして従来すべて連絡設備の条件と補助設備の備えつけを強制されておりましたのでござい

ます。が、昨年の船舶安全法の改正によりまして、無線設備強制的範囲が五百トンから三百トンに拡大されたわけでありまして、新しく三百トンから五百トンの範囲のものが義務船舶になったわけでございますが、条約の緩和規定がござい

ますので、除外例を設けたほうがよろしいといふふうにかえまして、除外例を設けたのでござい

ます。郵政省令において、それを除外することができるといふふうに定めております。その場合、郵政省令におきましては、三百トン以上五百トン未満の貨物船のものを除外したい、こ

ういふふうにかえておるわけではござい

まして、漁船のほうは除外いたさないように考えております。

○横川正市君 いまの監理局長の答弁によりますと、たとえば漁船の場合に三十トンないし五十トン未満の場合の無線設備については八八%——これは強制されていないから八八%なのですか、それとも強制してあつても八八%しかつておらないのですか、どちらですか。

○政府委員(宮川岸雄君) これは強制されていない船舶に属しますが、先ほども御説明いたしましたように、漁船で二十トン以上五十トンまでというものは、八八%これは普及してござい

ます。三十九トン級の船につきましてはほとんど一〇〇%普及している、こ

ういふような状態でございます。

○横川正市君 そうすると、この海難のありましたように、大体全損、行くえ不明になる、その多くのものが通信の連絡もとらずに消えてしまつてい

うな不幸な事態が出てくるというこ

とですが、これはどうでしょうか、保安庁ではこれらが完全に無線の設備を

しておつた場合にはもつと別なかつこ

うで救済される率というものは高まるの

じやないでしょうか、その点事実上の

この海難の事態とあわせてみてどう判

断をされますか。

○説明員(猪口猛夫君) 御質問のあり

ましたとおりに、現在強制されていな

い船舶に全部無線設備が完備いたしま

すようにになりました。先ほども申し

上げたように、海難救助活動とい

うものが私たちの手によつて、また

は像船による活動が活発になり、した

がつて全損はいまのような率をうんと

下げていくだらうと思ひます。ただ

し、御承知のとおり、全損あるいは

行くえ不明等の中には、無線の設備を

持っておりましても、それを発するひ

まもなく全損あるいは沈没をする等の

例もござい

ますので、一〇〇%に海難

救助活動が完全に行なわれるというこ

とは、これは望むこともできないだろ

うと、私は私たちの経験によりまし

て察知しておる次第でございます。

○横川正市君 これは、乗っている通

信士は三級通信士で、その通信士は魚

をとるときには魚をとる網を持って、

それから何か雑用をしながら通信に従

事すると

従的な役割りといひますか、主的な

役割りは何か船の中の仕事を

する、こ

ういふようなことで、いわゆる魚を

とるほうが主になって、その要員と

して無線の技術もできる、こ

ういふ

ようなかつこで雇用されておるの

じやないかと思ひますが、どうで

しょうか。運輸省ではそういう実情は

御案内じやないですか。

○政府委員(龜山信郎君) 小型漁船に

おきま

す船舶職員が漁業に従事するとい

うのは、これは通信士に限らず船

長、一等航海士、二等航海士あるい

は機

関士に至るまで、漁業の形態によつ

てはほとんど全員で網を引く、網を引

くといふのは、漁船においてはよくあ

たりま

えのことであらうかと思ひま

す。き

わめて大型の漁船におきまして

は、漁

業設備が機械化されておる、そ

の他専門的に職能を分化されてお

りま

すけれども、通常カツオ・マグロ船三

百ト

ンくらいまでの船でもやはり機

関の

者、甲板部の者を問わず、とりあ

えず忙

しいときは全員で漁業に従事す

信というのは、強制的につけるものもありまうけれども、むしろそれ以外のもの、いまお話しのごさいます旅客船等はどうか、これも船舶安全法によりまうと、十二名以上を保有、いわゆる定員を有する船舶はつけなければいかぬ、こうなっておりますけれども、私どもは具体的な船舶電話をつけておきます旅客船と申しますと、たとえば東京から大島に出ております船、あるいは瀬戸内を走っております船、大阪・神戸から別府に参ります船、それから長崎—五島間の船、こういったものにはついております。したがって、御質問の御趣旨と若干食い違ひようでございますけれども、船舶安全法とは無関係についておるというぐあいに考えるほうが妥当ではないだろうか、かように考えております。

○横川正市君 あんまり実情をこまかに調べておかないで端的に運輸省にお聞きをいたしますが、いま言っているような三十九トン型カッポ・マグロ船というような、これは一般的に総称するので、他にこれと同じようなものがある、私もしろうとですから、あるだろうと思うのですが、これに対して、無線電信の義務制といいますが、強制制といいますが、そういう問題を取り上げるべきではないかというように思うのであります、その点の一つ。

それからもう一つは、電波法によって無線電信の施設を要するものの範囲に、沿海区域を航行する総トン数六百トン以上の船舶、それから沿海区域を航行する総トン数五百トン以上の旅客船、これには無線電信を備えつけ、それから総トン数六百トン以上五百トン未満の旅客船、これは大体内航であり

ますけれども、これには無線電話の施設をつけさせる、もちろんこれは、これら電信のついてるものはその限りでありませうけれども、そういうふうな船舶安全法の第四條を改正する必要があるのでないかと、第一点、第二点あわせて考えるわけであります、責任者ではないからその責任ある客弁はできないかも知れませんが、あなたの考え方として、この際お答えをいただいております、帰られて検討されてもいいのでおきたいと思つたのです。

○説明員(佐藤美津雄君) お答えいたします。船舶安全法第四條の無線設備の適用範囲の拡大につきましては、無線設備は非常に海難防止上有効でございますので、先生の御趣旨を十分了解してその線を進みたいと思つております。

○横川正市君 これはちよつと問題からはずれまうけれども、時事問題ですから海上保安庁に聞いておきますが、あなたのほうの持っている船は、これは公的な船で、その公的な船が、たつた三十九トンの警備艇に二百七十トンの船が、「ちよつ」というのが韓国に連れ去られておるわけなんでありまうけれども、實際上、これは業務と関係して、どうなんでしょう、か、もつと自衛手段なんというものはないものなんではないか。

それからもう一つ非常にふしぎに思ふのは、こういう場合の通信連絡はどうやってくるのか。たとえば毎日の記事を見ると、七時間、朝日を見ると、九時間、日経を見ると、十時間、読売も、九時間でありまうけれども、抑留された時間がまちまちなんです。これ

れから見ると、一体、巡視船というのはどういう通信機材を持って行動されているのか。第一の問題は、他の委員会でいいですけれども、第二は、さしたつての問題ですからお聞きいたします。

○説明員(猪口猛夫君) 御質問の点お答え申し上げます。御承知のように、私のほうの巡視船は、いわゆる国際法上は公船でございます、片や韓国側の、小なりといへども、これまた公船であることは間違いないと思つた次第でございます。いかに現象的に見ましても、何だか例としては非常に変わりますが、今朝来もいろいろお話がございまして、軍艦「武蔵」が何かどう

かのモーター・ボートにパクられたのじゃないかという話がありましたので、したが、まさに現象的にはそういう感じがいたしますが、しかし問題は、御承知のように、李ラインというものの存在に関する両国間におきます焦点が非常な問題でございまして、それをめぐつてのお互いの公船としてのやりとりであるということでございます、単なる物理的な船の大小ということではないと思つて、もちろん実力行使するといふ点につきましても、まさに、先ほど申し上げましたように、軍艦「武蔵」とモーター・ボートという

ような例もあるいは合問題であるかもしれないけれども、実力行使するといふことにつきましては、先生方も御推測だと思つて、それから起きます連鎖反応的な相当重大化する問題を考えますと、どういふことかは考えられませんが、私たちは、そういうことは厳に漁船保護に従事しております巡視船の船長に戒めておる次第でございます。

います。その点は十分承知していただきたいと思つております。

それからもう一点は、通信連絡が新聞紙上でもまちまちではないか。まちまちであつても、とにかく長くかかっているではないかといふことでございまして、通信連絡は決して長くはかかっておりません。詳しく、私、手元にその資料を持っておりまして、御説明申し上げまうと、無線といたしましては、長くかかっているかも知れませんが、時間的に申しますと、大体事件の起きました地点から一時間以内で、大体五十分くらいで本庁に到達している次第でございます。無線としては、まあ技術的には少し時間がかかると思われ

ますが、私たちも思つておるのでございまして、これを察しますに、そのやりとりの関係とか、あるいは、御承知のように、お互いにこういう問題は、相手国もそうでございまして、私たちが、ある程度の通信秘密の関係上、暗号等に翻訳するといふこともござい

ますので、おのずと時間が普通の通信よりも余分に消費されるといふことは想像がつく次第でございます。ただ、新聞記者が言つておられますように、自分たちが入手した時間が非常にかつたといふことではないかと思つた次第でございます。釈放されるに至ります間の時間は、十二時五十五分に事件が起きました、釈放が晩の十時四十分でございまして、約十時間でございます、十時間ぐらい釈放までにはかかっていることではございまして、通信等について、そんなに長かかっているといふことをお答え申し上げたいと思つて

○横川正市君 公船といふのは、資格からいくと、たとえば外交官のビザを持って海外を旅行した場合に身分の保障をされるように、公船の場合には、海上でもそういう保障といふのはあるのじゃないのでしょうか。これは何か国際航海条約が何かの中に、公船の場合の航行については、何と何とかはいかぬのである、何と何とはいひないので、こういうふうな相当よいほうの範囲といふのは広いのじゃないのでしょうか、どうですか。

○説明員(猪口猛夫君) 国際法上、または国際慣習上、公海におきます公船に対するものは一種の治外法権的な、治外法権的な大形形で従来やりとりをされておる次第でございます。

○横川正市君 これは、何といひますかね、自衛といふのがなくて、こちらに正当な理由があつて、こちらに力があつたら、向こうの小さいのを引っぱつてくるぐらゐなことは、引っぱつてきても紛争として心配をするといふことではなしに、何か特別にどうも朝鮮海峡といふのは遠慮しているのじゃないでしょうか。あなたのほうの警備体制は普通ですか。

○説明員(猪口猛夫君) これは先ほどもちよつと申し上げましたが、実力行使するといふ問題以外にはまあ問題はないと思つて、先ほど申し上げましたように、実力行使をすることが日韓関係においてどういふ結果を来すかといふことは、重大なまあ国策上の問題だと思つて、実力行使する段階に至りますれば、その相手国の船の大小いかにかわらず、向こうの公船に対して実力行使したといふことから起りますその結果の重大性がある程度まで判断し、それに対する

態度をきめてからやるべきではないかと私たちが考えておる次第でございますが、それはとにかくといたしまして、とにかく私たちの立場といたしましては、日韓間に不必要な摩擦を起こしたくない。過去にも約二十件ばかり追跡とか、あるいは銃砲撃とか、あるいは臨検とか拿捕もありましたが、二十件くらいそういう機会があったわけでございます。それを耐えしのんで現在まで来ておるのでございまして、御承知のように、日韓交渉もまた再開されようというときに、ここに相手船が小型であるからというようにことで、簡単にと申しますか、とにかく実力行使するというようなことはどうも考えられない立場にある次第でございます。

○横川正市君 割り切れませんが、これはその委員会じゃありませんから、その問題はまた別のところで審議してもらおうとして、先ほど運輸省から答弁のありました点は、ぜひひとつ改正に踏み切っていただくように御努力をいただきます。

次に、通信士の減員によって海上通信の対策がどうなっていくかという点について少しお聞きをいたしたいと思っておりますが、最初に、電電公社の設備拡充問題で、海岸局の設備の拡充については、計画的に進められているのだからと思ひますけれども、電波法の暫定期間等もありますけれども、それら等を勘案して計画がどう立てられているか、現在までに海岸局の設置をされた局と位置について、ひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○説明員(水谷七代君) お答え申し上げます。電波法改正に伴いまして海上

船舶側の通信義務時間が十六時間になったり、あるいは八時間のものも相当ふえますことにかんがみまして、私のはうの短波海岸局の増強計画を私は進めておるわけでありまして、私のほうの短波沿海海上との通信を担当しておりますのは、御存じのように、銚子無線局と長崎無線局、それに一波、神戸の無線局でやっております。大部分は銚子と長崎でございまして、今回の電波法の改正に伴いまして設備の増強を行なわなければなりませんのは、この銚子と長崎の無線局でございますが、さしむきのところは、経過措置もございまして、先ほど船主と組合側の協約問題も伺ったのでありますが、改正前と最近までの時間別の通信状況を見ますと、実は改正前と現在のところはほとんど実質は変わっておらなかったわけでありまして、ただ四年間の経過措置を経過するまでに相当変わると予想されますので、私のほうといたしまして、三十九年度予算で銚子と長崎の局舎につきまして、予算額一億三千二百万円を計上いたしまして目下工事に着手いたしまして、この秋、九月、十月ごろまでには、所要の増築工事が完了いたします予定でございます。

なお、これと関連いたしまして、関係の無線機器の増強につきましても、やはり三十九年度の予算に計上いたしまして、総額二億一千万円の予算をもちまして機器の発注を進めております。これもこの十月には大体入る予定になっております。

その他無線局の通信士の増強等につきましても、この通信士になる要員の候補者の採用につきましても、従前よりも若干ふやしまして、今後この

経過期間終了までには、そういった通信時間の変動に伴いましての疎通が円滑にいくように計画を進めておるわけでございます。

○横川正市君 監理局では、計画としては電波の周波数の増波については持っておられるのでしょうか。この追加割り当てですね、また、その波の余裕があるのかどうか。波が必要であると思ふのでありますが、実際上どの程度の波の準備があるわけですか。

○政府委員(宮川雄雄君) 銚子と長崎の海岸局にそれぞれ二波を増波してあるのでありますが、さらに必要によりましては、これ以上増波を考えて検討を進めております。

○横川正市君 公社側では、いまの水谷さんの答弁によって、まあ銚子、長崎、神戸と設備の増強を、拡充をやられるようでありまして、実際上の通信の積滞について、具体的な数字でもって検討いたしましたか。何といひますか、予定数でいきますと、この前の公社の調べを見ますと、三十七年は二百六十五で、実際上はけるのは千八百六十九、積滞は七百八十三と、それから三十八年は積滞が九百十七、三十九年は千五百五、四十年には千二百ぐらゐの積滞になるのではないかと、これを経過措置的に勘案してみると、三十七年、三十八年、三十九年については、それぞれ積滞はゼロということにはなるが、四十年には積滞は依然として千二百といふものを、これを消化することができないのじゃないかと、こういうふうに一応の調べが出されておりました。この数字はあなたのほうの数字ですから、いまの数字としても

間違いないのじゃないかと思うのです。そこで、この問題はいま言ったような海岸局の設備拡充と、それから短波周波数の追加割り当て、これらをもらって実際上の積滞が消化できる、そういう見通しでこの計画を進められているかどうか、その点はどうでしょうか。

○説明員(水谷七代君) お答え申し上げます。私、いま手元に具体的なこういった設備の増強の基礎になっております今後の通数の時間別の変動等の資料を持っておりますので、恐縮でございますが、電波法の改正が全面的に施行された後におきまして、八時間運用が相当ふえる、したがって、一日のうち二時間ずつ四回に区切ってやるわけでございまして、そういった時間に相当集中されますので、先ほど申し上げること、ちょっと申し上げましたが、こういった設備の増強とともに、必要な周波数の割り当てをいただきまして、私のほうで積算した、電報が円滑に疎通するようなたてまえでございまして、ただいまこのこまかい資料を用意いたしておりますので、もしあれでございましたら、後刻提出させていただきますけれども。

○横川正市君 だいぶ長くなりましたから、残余の質問は、後日に譲って一応保留しておきます。

○委員長(光村基助君) 本日はこの程度にいたします。

これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は四月二十八日)

一、電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案

五月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願

(第二一三三三号)(第二二四二一号)(第二二六〇号)(第二二六一号)(第二二四三三三号)(第二二四四四号)(第二二四四五号)(第二二四六六号)(第二二四七五号)(第二二四七六号)(第二二四七七号)(第二二四七八号)(第二二四七九号)(第二二四八〇号)(第二二四八一号)(第二二四八二号)(第二二四八三号)(第二二四八四号)(第二二四八五号)(第二二四八六号)(第二二四八七号)(第二二四八八号)(第二二四八九号)(第二二四九〇号)(第二二四九一号)(第二二四九二号)(第二二四九三号)(第二二四九四号)(第二二四九五号)(第二二四九六号)(第二二四九七号)(第二二四九八号)(第二二四九九号)(第二二五〇〇号)

一、郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(第三三五五号)(第三三六号)(第三三七七号)(第三三八八号)(第三三九九号)(第三四〇〇号)(第三四〇一号)(第三四〇二号)(第三四〇三号)(第三四〇四号)(第三四〇五号)(第三四〇六号)(第三四〇七号)(第三四〇八号)(第三四〇九号)(第三四一〇号)(第三四一一号)(第三四一二号)(第三四一三号)(第三四一四号)(第三四一五号)(第三四一六号)(第三四一七号)(第三四一八号)(第三四一九号)(第三四二〇号)(第三四二一号)(第三四二二号)(第三四二三号)(第三四二四号)(第三四二五号)(第三四二六号)(第三四二七号)(第三四二八号)(第三四二九号)(第三四三〇号)(第三四三一号)(第三四三二号)(第三四三三号)(第三四三四号)(第三四三五号)(第三四三六号)(第三四三七号)(第三四三八号)(第三四三九号)(第三四四〇号)(第三四四一号)(第三四四二号)(第三四四三号)(第三四四四号)(第三四四五号)(第三四四六号)(第三四四七号)(第三四四八号)(第三四四九号)(第三四五〇号)

一、郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(第三三五五号)(第三三六号)(第三三七七号)(第三三八八号)(第三三九九号)(第三四〇〇号)(第三四〇一号)(第三四〇二号)(第三四〇三号)(第三四〇四号)(第三四〇五号)(第三四〇六号)(第三四〇七号)(第三四〇八号)(第三四〇九号)(第三四一〇号)(第三四一一号)(第三四一二号)(第三四一三号)(第三四一四号)(第三四一五号)(第三四一六号)(第三四一七号)(第三四一八号)(第三四一九号)(第三四二〇号)(第三四二一号)(第三四二二号)(第三四二三号)(第三四二四号)(第三四二五号)(第三四二六号)(第三四二七号)(第三四二八号)(第三四二九号)(第三四三〇号)(第三四三一号)(第三四三二号)(第三四三三号)(第三四三四号)(第三四三五号)(第三四三六号)(第三四三七号)(第三四三八号)(第三四三九号)(第三四四〇号)(第三四四一号)(第三四四二号)(第三四四三号)(第三四四四号)(第三四四五号)(第三四四六号)(第三四四七号)(第三四四八号)(第三四四九号)(第三四五〇号)

一、郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(第三三五五号)(第三三六号)(第三三七七号)(第三三八八号)(第三三九九号)(第三四〇〇号)(第三四〇一号)(第三四〇二号)(第三四〇三号)(第三四〇四号)(第三四〇五号)(第三四〇六号)(第三四〇七号)(第三四〇八号)(第三四〇九号)(第三四一〇号)(第三四一一号)(第三四一二号)(第三四一三号)(第三四一四号)(第三四一五号)(第三四一六号)(第三四一七号)(第三四一八号)(第三四一九号)(第三四二〇号)(第三四二一号)(第三四二二号)(第三四二三号)(第三四二四号)(第三四二五号)(第三四二六号)(第三四二七号)(第三四二八号)(第三四二九号)(第三四三〇号)(第三四三一号)(第三四三二号)(第三四三三号)(第三四三四号)(第三四三五号)(第三四三六号)(第三四三七号)(第三四三八号)(第三四三九号)(第三四四〇号)(第三四四一号)(第三四四二号)(第三四四三号)(第三四四四号)(第三四四五号)(第三四四六号)(第三四四七号)(第三四四八号)(第三四四九号)(第三四五〇号)

(第二三九二号)(第二三九三号)
(第二三九四号)(第二三九五号)
(第二三九六号)(第二三九七号)
(第二三九八号)

一、電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案取下げに関する請願(第二一八一号)

一、電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案反対に関する請願(第二二二五号)(第二二二六号)(第二三九九号)(第二四〇〇号)

第二一三三三号 昭和三十九年四月二十三日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(五通)

請願者 青森県上北郡百石町百石町農業協同組合
長 三村泰右外四名

紹介議員 佐藤 尚武君

この請願の趣旨は、第一六九六号と同じである。

第二二四一号 昭和三十九年四月二十五日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(三通)

請願者 山口県玖珂郡大島村
長 広重武一外二名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二二六〇号 昭和三十九年四月二十五日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正に関する請願

請願者 愛知県南設楽郡作手村大字高里字西ノ内

三二ノ一作手村農業協同組合長 菊地正義外三百八十名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二二六一号 昭和三十九年四月二十五日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願

請願者 愛知県中島郡祖父江町大字上牧字下川田

四二ノ三祖父江町農業協同組合長 佐藤守之外五百四十名

紹介議員 柴田 榮君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三四三三号 昭和三十九年四月二十八日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願

請願者 広島県深安郡加茂町

長 吉田吉市

紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三四四四号 昭和三十九年四月二十八日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願

請願者 広島県双三郡布野村

字上布野一、四八三ノ一布野村農業協同組合長 通地清

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三四五五号 昭和三十九年四月二十八日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願

請願者 富山市表町五富山県農協有線放送協議会

内 森丘正唯外三十九名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三四六六号 昭和三十九年四月二十八日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(三通)

請願者 兵庫県水上郡水上町

長 植木長治郎外二名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四〇一号 昭和三十九年四月二十八日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(二通)

請願者 山口県美祿郡秋芳町

大字秋吉秋吉農業協同組合長 篠田勝治外一名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二一三四四号 昭和三十九年四月二十三日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 徳島県名西郡石井町

高原徳島県高原郵便局内 山口勇外四十六名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二一五八号 昭和三十九年四月二十三日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 群馬県多野郡吉井町

吉井郵便局内 小鶴隆外五十六名

紹介議員 最上 英子君

この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二一三五五号 昭和三十九年四月二十三日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 北海道有珠郡伊達町

富川健外二百九十九名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二一三六号 昭和三十九年四月二十三日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 北海道南志那郡熊石町

雲石 横田勝郎外二百六十一名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二一三六号 昭和三十九年四月二十三日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 北海道南志那郡熊石町

雲石 横田勝郎外二百六十一名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二一三七号 昭和三十九年四月二十三日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 宮城県仙台市長町大窪谷地一八 小野トシ子外四百四十二名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二一三八号 昭和三十九年四月二十三日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 群馬県碓氷郡松井田町小日向二、〇九〇

鈴木博外二百五十九名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二一三九号 昭和三十九年四月二十三日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通)

請願者 新潟市堀割町三 早

福義正外四百五十一
名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二一四〇号 昭和三十九年四
月二十三日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(二通)
請願者 宮城県仙台市南小泉
五ツ谷八七 鈴木誠
外七百六名
紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二四一号 昭和三十九年四
月二十三日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(一通)
請願者 茨城県那珂郡那珂町
菅谷 吉原見外千七
百八十一名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二四二号 昭和三十九年四
月二十三日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(三通)
請願者 群馬県邑楽郡大泉町
下小泉 田口平三外
七百七十七名
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二四三号 昭和三十九年四
月二十三日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(三通)
請願者 新潟県北蒲原郡水原
町下町 杉本三男外
千二百二名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二四四号 昭和三十九年四
月二十三日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(四通)
請願者 北海道足寄郡足寄町
東四区 高久正夫外
七百三十五名
紹介議員 光村 基助君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二四五号 昭和三十九年四
月二十三日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(六通)
請願者 群馬県多野郡鬼石町
大字鬼石九二四 滝
川志げ外二千十九名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二四六号 昭和三十九年四
月二十三日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(九通)
請願者 北海道瀬棚郡北松山
町 丹羽田中恵美子
外千五百九十八名
紹介議員 吉田 忠三郎君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二四七号 昭和三十九年四
月二十三日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(十九通)
請願者 群馬県高崎市欽塚町
一、五五三塚越喜代
次外四千七百二十名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二二七号 昭和三十九年四
月二十三日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 群馬県前橋市前代田
一〇四 羽鳥正子外
二百九十八名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二二八号 昭和三十九年四
月二十四日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 北海道南支那熊石町
相沼 加藤秀樹外百
五十六名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二二九号 昭和三十九年四
月二十四日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 北海道松前郡松前町
江良 横山太三郎外
五百三十九名
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二三〇号 昭和三十九年四
月二十四日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 北海道松前郡松前町
江良 横山太三郎外
五百三十九名
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二三二号 昭和三十九年四
月二十四日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 北海道松前郡松前町
江良 横山太三郎外
五百三十九名
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二三三号 昭和三十九年四
月二十四日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 北海道松前郡松前町
江良 横山太三郎外
五百三十九名
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二三四号 昭和三十九年四
月二十四日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(四通)
請願者 群馬県佐波郡境町大
字境七九五 細谷健
男外千九十八名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二三五号 昭和三十九年四
月二十四日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(十七通)
請願者 新潟県中山一九七
坂上一子外六千三百
五十九名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二三六号 昭和三十九年四
月二十五日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 群馬県多野郡新町
二、四四〇 大熊光
子外二百四十名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二三七号 昭和三十九年四
月二十五日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 群馬県多野郡新町
二、四四〇 大熊光
子外二百四十名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二三八号 昭和三十九年四
月二十五日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 群馬県多野郡新町
二、四四〇 大熊光
子外二百四十名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二三九号 昭和三十九年四
月二十五日受理
郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 群馬県多野郡新町
二、四四〇 大熊光
子外二百四十名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 北海道余市郡余市町
仁木三十一 光道代外
百九十三名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二六三号 昭和三十九年四
月二十五日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 群馬県多野郡上野村
大字勝山甲二八二ノ
二 黒沢栄一外二百
七十名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二六四号 昭和三十九年四
月二十五日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 新潟県西蒲原郡吉田
町旭町一区 菅井ト
ミ子外三百三十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二六五号 昭和三十九年四
月二十五日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(二通)
請願者 北海道中川郡本別町
勇足南二 原高義外
四百八十一名

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二八七号 昭和三十九年四
月二十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 北海道足寄郡足寄町
南三区 室岡道徳外
三百八十九名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二八八号 昭和三十九年四
月二十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 北海道茅部郡砂原村
字彦淵 清藤辰三郎
外三百十九名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二八九号 昭和三十九年四
月二十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 新潟県北蒲原郡中条
町 阿部博外四百二
十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二九〇号 昭和三十九年四
月二十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 北海道浦河郡浦河町
東町三〇〇 山中政
登外三百六十三名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二九一号 昭和三十九年四
月二十七日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(三通)
請願者 札幌市南十一条西二
十一丁目 田端省三
外三百名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二九一号 昭和三十九年四
月二十八日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 北海道新冠郡新冠町
新和 丸山一郎外二
百六十九名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二九二号 昭和三十九年四
月二十八日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 新潟県新井市猿橋
荒井小夜子外二百七
十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二三九三号 昭和三十九年四
月二十八日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 北海道久遠郡大成村
三九一 田中浩外四
百八十名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二三九四号 昭和三十九年四
月二十八日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願
請願者 群馬県碓氷郡松井田
町大字人見一、四八
五 伏田義正外四百
十九名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二三九五号 昭和三十九年四
月二十八日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(三通)
請願者 新潟県小千谷市岩沢
九一六〇二 駒井エ
イ外千七百七十一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二三九六号 昭和三十九年四
月二十八日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(三通)
請願者 宮城県仙台市土樋四
三 山内誠一外八百
四十名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二三九七号 昭和三十九年四
月二十八日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(三通)
請願者 群馬県太田市浜町二
ノ一、〇二八 斎藤
きよ外千三十七名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二三九八号 昭和三十九年四
月二十八日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する
請願(四通)
請願者 北海道帯広市西一条
西二十七丁目 大島
義樹外九百八十九名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一二九五号と
同じである。

第二二八一号 昭和三十九年四
月二十四日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方
式の自動化の実施に伴い退職する者
に対する特別措置に関する法律案」
取下げに関する請願
請願者 東京都千代田区大手
町二ノ四全国電気通

信労働組合東京市外
電話支部内 富山容
子外百八十四名

紹介議員 野坂 参三君

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」は、退職の円滑をはかり合理化の遂行を促進する目的のために退職金を増額するというものであるが、その実は交換手の強制首切りをするためのものであるから、これを取り下げよう取り計らわれないとの請願。

理由

池田内閣の高度経済成長政策の一翼をになう電々公社は、第三次五箇年計画の進行を急ぎ、安くだれでも電話を持ちたいという国民の要求をよそに、債券の強制割当てと高料金をもとに巨額の設備投資をして、一日に五通話もないような長距離間の市外通話を自動化する計画をすすめている。この合理化が労働者の犠牲によってすすめられていることは、公社関係だけをみても五年間に約十二万人にのぼる労働者の再配置が強調されることになっていることだけでも明らかであり、とくに雇用の絶対的な減少と大量の再配置が生ずる電話交換手の場合は深刻である。

第二二二五号 昭和三十九年四月二十四日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願。

請願者 三重県津市下部田町
矢田勝利外二百十四

名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第二二二六号 昭和三十九年四月二十四日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願(二通)

請願者 埼玉県浦和市太田窪
九一七 青木正男外
五十六名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第二三九九号 昭和三十九年四月二十八日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願(四通)

請願者 埼玉県川越市喜志町
三二五ノ一 大川京
子外九十一名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第二四〇〇号 昭和三十九年四月二十八日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨天
竜寺油断町 中川千

代子外四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

昭和三十九年五月二十二日印刷

昭和三十九年五月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局